

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第8条第3項
処 分 の 概 要：認定証の書換え
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第10条（認定証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：